

議案第九号

港区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 港区長 清 家 愛

港区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

港区立母子生活支援施設条例（令和元年港区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
第一条中「促進」の下に「等」を加える。

第三条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を
養育することが一時的に困難となつた保護者及びその者の監護すべき児童の支援（第九条
の三及び第十条第二項において「母子一体型ショートケア事業」という。）に関すること。
第九条の二の次に次の一条を加える。

（母子一体型ショートケア事業の実施）

第九条の三 母子一体型ショートケア事業は、第三条第五号に規定する保護者及びその者の監

護すべき児童を母子生活支援施設に入所させることにより実施するものとする。

2 母子一体型ショートケア事業の用に供する室数は、区規則で定める。

第十条第二項中「及び妊産婦等生活援助事業」を「並びに妊産婦等生活援助事業及び母子一体型ショートケア事業」に改める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説 明）

母子生活支援施設が行う事業に母子一体型ショートケア事業を追加するため、本案を提出いたします。